

熊野町水道事業検針等業務仕様書

令和8年5月

広島県水道広域連合企業団熊野事務所

第1章 一般事項

1 目的

この仕様書は、広島県水道広域連合企業団熊野事務所（以下「発注者」という。）が受注者に委託する熊野町水道事業検針等業務（以下「委託業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の区域

委託業務の区域は、発注者が定めた区域とする。

3 履行期間等

- (1) 委託業務の履行期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 委託業務の準備期間は、契約締結日の翌日から令和8年9月30日までとする。当該準備期間については、委託業務の履行に向けた準備作業を行うものであり、受注者は発注者又は発注者の指定する者から委託業務の引継ぎを受けるものとする。なお、当該引継ぎに要する費用は受注者の負担とする。

4 履行場所

- (1) 委託業務の履行場所は、広島県水道広域連合企業団熊野事務所（安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号）とし、履行期間中（営業日のみ）は無償で発注者に貸与するものとする。ただし、通常外の使用による損傷、汚損等の弁償は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、貸与した施設等を善良に管理し、個人情報流出に留意し、配置人員以外の入室をさせてはならない。また、委託業務以外の使用をしてはならない。

5 委託業務の範囲

- (1) 検針業務（再検針を含む）
- (2) 漏水調査業務
- (3) その他附帯業務

6 業務実施日等

- (1) 業務実施日
毎月8日から14日までとする。
- (2) その他
再検針等により、上記以外で業務を実施する必要がある場合は、あらかじめ発注者と受注者の双方で協議することとする。

7 業務体制・人員配置等

受注者における業務実施体制については、次のとおりとする。なお、受注者は委託業務の履行に必要な検針員について、原則、現在発注者が委託している検針員から雇用のうえ確保することとし、増員及び欠員の補充については、受注者において募集し採用すること。

- (1) 業務責任者の配置
受注者は、委託業務を管理監督するため、業務責任者を配置し、発注者に届出なければならない。
- (2) 副業務責任者の配置
受注者は、業務責任者が休暇等により不在又は事故にあるとき、その任にあたらせ、業務従事者を指揮・監督できる副業務責任者を配置し、発注者に届出なければならない。

(3) 届出事項の変更

受注者は、次に該当する事項が生じたときは、すみやかに発注者に届出なければならない。

ア 受注者の名称、所在地、電話番号、代表者、業務責任者、副業務責任者等に変更があったとき。

イ 前号に定める事項のほか、委託業務の履行上、必要があると認められたとき。

(4) 検査の実施

発注者は、委託業務に関する帳簿類等について、定期に検査を行うものとする。また、発注者が必要と認める時には、臨時に検査を行うことができる。

(5) 苦情等の対応

受注者は、委託業務の履行に際して、使用者からの苦情等を受けた場合には、誠意をもって対応しなければならない。また、その処理の経過及び結果を必要に応じて、随時発注者へ報告しなければならない。

(6) 事故発生時等の対応

受注者は、委託業務を履行中に盗難や紛失、交通事故等が発生した場合には、受注者の責任において必要な措置を講じるとともに、速やかに、事故報告書を作成して発注者に提出しなければならない。また、これにより、発注者や当事者、あるいは第三者に損害を与えた場合、受注者は損害額を支払わなければならない。

(7) 貸与品及び経費の負担

ア 委託業務に係る貸与品及び経費については、次のとおり無償とし、これら以外のものは受注者の負担とする。なお、受注者は、貸与品を故意又は過失により損傷又は紛失等した場合には、受注者の費用にて賠償することとする。

区 分	数 量	備 考
ハンディターミナル	15 台	バッテリーや充電器等の付属品を含む
ハンディターミナル用ロール紙	必要数	
検針状況報告書	必要数	漏水や無断使用等について報告
チラシ類	必要数	漏水、無断使用、検針妨害等

イ 本仕様書に記載のない事項で、委託業務を履行するうえで必要不可欠なものは、別途発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(8) 業務執行計画書の提出

受注者は、委託業務の履行に際し、業務執行計画書を作成し、あらかじめ発注者に提出しなければならない。

第2章 委託業務の内容

1 検針業務

(1) 内容

- ア 水道メーターの定期検針（検針のお知らせ票の配布を含む）
- イ 異常水量調査（再検針や漏水及び無届使用等の調査）
- ウ 検針員の指導及び研修
- エ 苦情処理
- オ その他附帯事務

(2) 検針件数・期間

約 11,000 件／月 ※令和6年度実績 10,856 件／月平均

- ア 毎月8日から14日までに水道メーターを検針し、速やかに発注者へ報告する。
- イ その他、発注者が指定する箇所は、毎月10日に水道メーターを検針し、速やかに発注者へ報告する。

(3) ハンディターミナルの貸与

- ア ハンディターミナルは、検針期間の前営業日に貸与する。
- イ ハンディターミナルの引渡し場所は、広島県水道広域連合企業団熊野事務所（安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号）とする。

(4) 現地での指針確認

- ア メーター番号を確認し、ハンディターミナルに指針数を入力すること。なお、メーターの指針数は小数点以下を切捨てとすること。
- イ ハンディターミナルから検針のお知らせ票を出力すること。記載されている金額、指針が妥当なものであることを確認し、これを現地の郵便受け等に投函すること。
- ウ 集合住宅では検針のお知らせ票の誤投函が発生しやすいことから、投函時には部屋番号を必ず確認すること。万一、誤投函を行った場合は、使用者に速やかに連絡し、回収を行うなど適切に対応すること。
- エ 閉栓中や集合住宅の共用栓等は、検針のお知らせ票を持ち帰り、発注者に提出すること。
- オ 自動車や積荷等で検針できないときは、チラシを投函し、再度検針すること。
- カ 器物等を破損しないように注意すること。万一、破損した場合は、使用者に速やかに連絡し、保険会社を通して協議するなど適切に対応すること。
- キ 検針の際は受託者証を常に携帯し、使用者から提示を求められたときは、これを提示すること。
- ク 検針の際に使用者と出会った際は、挨拶を行うこと。

(5) パイロットの確認及び漏水状況等の使用者への連絡

- ア パイロットの確認により漏水が疑われる場合は、使用者へ漏水が疑われる旨を連絡するとともに、広島県水道広域連合企業団の指定を受けた指定給水装置工事事業者による修理を依頼するとともに、検針状況報告書により発注者へ報告すること。不在の場合は、チラシ（水漏れについて）を現地の郵便受け等に投函すること。
- イ 使用水量の著しい増加（当月の使用水量が前月の倍以上）を確認したときは、使用者に原因を確認するとともに、検針状況報告書により発注者へ報告すること。

(6) 検針結果の提出

- ア 検針が終了し次第、ハンディターミナルや貸与品一式を検針状況報告書と合わせ発注者へ提出すること。

- (7) 不正使用者等の発見
故意に検針を妨害する等の不正使用者を発見した場合は、発注者に報告すること。
- (8) 検針時にメーターの故障等が発見した場合の報告
メーターの不進行や破損、蓋の離脱又は逆取付け、漏水等により検針に異常が生じている場合は、速やかに発注者へ連絡すること。

2 情報提供及び業務改善提案

受注者は、委託業務の履行に必要とされる情報のみならず、発注者の業務向上に資する情報（受託者に受託実績のある他の水道事業体の運用状況を含む）を把握した場合は、適宜提供するものとし、発注者に対して業務提案を行うものとする。

第3章 業務評価等

1 業務状況報告会議の開催

- (1) 委託業務の円滑な履行を目的として、必要に応じ、連絡会議を開催する。
- (2) 受注者は、連絡会議にて委託業務の内容や課題、その他解決策等を報告する。
- (3) 受注者は、開催した連絡会議の議事録を作成し、受注者へ報告する。

2 報告書等の提出

受注者は、次のとおり発注者に報告書等を提出しなければならない。提出媒体は、紙だけでなく電子ファイルによる方法も可とする。

- (1) 委託業務完了報告書
当月の業務完了後、翌月早々に提出すること。
- (2) 事業者情報の変更届
受託者の名称、所在地、電話番号、代表者、業務使用印鑑に変更が生じた場合は、速やかに提出すること。
- (3) その他
上記のほか、発注者が要求する資料等がある場合は、受注者の負担において速やかに提出しなければならない。

3 随時検査の実施

- (1) 発注者は、個人情報の取扱いなど、委託業務が適切に履行されているか受注者を検査することができるものとし、必要な場合は、受注者の業務に立ち会うことができる。
- (2) 受注者は、検査に必要な報告を遅滞なく行わなければならない。また、発注者から書面による報告を指示された場合は、これを拒否することができない。
- (3) 発注者は、検査の結果、適切に委託業務が履行されていないと判断した場合は、受注者に対して実施方法等の改善を指示することができる。

第4章 業務従事者の服務

1 受託者証の携行（再掲）

受注者は、あらかじめ発注者から交付を受けた受託者証を、委託業務の履行中は常に携帯し、使用者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 業務専念義務

受注者は、委託業務の履行中、他の営業行為に類することをしてはならない。

3 秘密の保持

受注者は、委託業務の履行に際し、知り得た事項等を第三者に一切漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

4 個人情報の保護

受注者は、委託業務の履行に際して個人情報を取扱うときは、個人情報の保護に関する法律及び個人情報取扱特記事項等を遵守しなければならない。

5 関係法令の遵守

受注者は、委託業務の履行にあたり、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例、広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程及びその他関係法令を遵守しなければならない。

第5章 契約に関する事項

1 契約の解除

受注者が契約事項を遵守しないときは、発注者は委託契約を解除することができる。また、委託契約の解除により発生した損害については、受注者が賠償しなければならない。

2 事務引継ぎ

受注者は、委託業務の期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、速やかに委託業務に関する一切の事務を発注者または発注者が指定する者に引き継がなければならない。

3 委託料の請求及び支払い方法

委託料は、年額の月額均等割払いとする。請求については、受注者が翌月10日までに当月分の業務成果を発注者に報告後、発注者の承認を得た後に当該月分の請求を行い、発注者は請求を受けた日から30日以内に受注者へ支払うものとする。

第6章 その他

- (1) 法令等の改正により、委託業務の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議することとし、受注者は適正に委託業務を履行しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。